

四日市市特別定額給付金の給付に関する規則を次のように定める。

令和2年5月1日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第39号

##### 四日市市特別定額給付金の給付に関する規則

###### (目的)

第1条 この規則は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施する特別定額給付金の給付に関し、必要な事項を定める。

###### (特別定額給付金の給付)

第2条 市長は、この規則に定めるもののほか、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号。以下「会計規則」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の規定により特別定額給付金を給付する。

###### (給付対象者)

第3条 特別定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者であって、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者からの暴力を理由に、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していないものが、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当している旨を本市に申し出た場合は、本市における給付対象者とする。

- (1) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されているもの
- (2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されているもの
- (3) 基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっているもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成14年4月28日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）であって、基準日において、本市に所在する施設に入所しており、当該施設等の所在地にその住民票を移していない者については、本市における給付対象者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する里親に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定

発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

4 前項に規定する者のほか、市長が特に認めた者については、第1項の規定にかかわらず、本市における給付対象者とすることができる。

(給付額)

第4条 給付額は、給付対象者1人につき100,000円とする。

(申請・受給権者)

第5条 特別定額給付金の給付を申請し受給することができる者（以下「申請・受給権者」という。）は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 第3条第1項に規定されている給付対象者 給付対象者の属する世帯の世帯主。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）。

(2) 第3条第1項に規定されている給付対象者のうち、次のア及びイのいずれかに該当するものであって、住民票を世帯主と分けていないもの 当該該当者

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(3) 第3条第2項に規定されている給付対象者 DV避難者

(4) 第3条第2項に規定されているDV避難者のうち、住民票を加害者と分けていないもの及びその同伴者 DV避難者又はその同伴者

(5) 第3条第3項及び第4項に規定されている給付対象者 当該給付対象者（申請方法）

第6条 特別定額給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会計規則第35条本文の規定によらず、特別定額給付金申請書（第1号様式。以

下「申請書」という。)に次の各号に定める事項を記載(次項第1号の方式による申請の場合は、同号に規定する申請画面に入力)して申請しなければならない。なお、市より送付された申請書に既に記載されている事項については、申請・受給権者において記載することを要しない。

- (1) 申請・受給権者の氏名及び生年月日
- (2) 給付対象者の氏名及び生年月日
- (3) 給付額
- (4) 次条に規定する代理人に申請若しくは受給のいずれか一方又はその両方を委任する場合においてはその旨

2 申請書の記載事項について訂正する場合は、会計規則第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その部分に線を引き、正書しなければならない。

3 申請書の申請・受給権者の氏名欄、代理人の氏名欄及び代理人に委任する世帯主の氏名欄については、会計規則第35条本文及び第37条第1項の規定にかかわらず、自署した場合(第6条第2項第1号に規定するオンライン申請方式にあつては電子署名を送信した場合)に限り、押印を省略することができる。

4 第1項の申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、第1号及び第2号による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。

(1) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座番号を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードした後、電子署名を送信して市に電子申請する方法

(2) 郵送申請方式 申請者が申請書及び本人確認書類、振込先口座の確認書類の写しを郵送により本市に提出する方法

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書及び本人確認書類、振込先口座の確認書類の写しを窓口で本市に提出する方法

5 市長は、前項第2号及び第3号の規定により提出を求めている書類のうち、必要がないと認めたものについては、これを省略させることができる。

(代理人の範囲)

第7条 申請・受給権者に代わり、代理人として特別定額給付金の申請を行うことのできる者は、次の各号に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。）

(3) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 申請・受給権者が前項に規定する代理人をもって特別定額給付金の申請、受給又は申請及び受給をしようとするときは、申請書に代理人の氏名、生年月日及び住所並びに世帯主の氏名を記載し、代理人の本人確認書類及び申請・受給権者と代理人と代理関係を示す書類を添付しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類のうち、必要がないものと認めたものについては、これを省略させることができる。

4 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合、又は申請・受給権者と代理人と間の代理関係を確認できなかった場合には、特別定額給付金を給付しないものとする。

（申請受付期間）

第8条 申請受付開始日は、次の各号のとおりとする。

(1) オンライン申請方式 令和2年5月2日

(2) 郵便申請方式及び窓口申請方式 令和2年5月18日

2 申請期限は、令和2年8月31日とする。

（給付決定等）

第9条 市長は、第6条又は第7条第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは特別定額給付金の交付を決定するものとする。

2 前項の決定に基づき支出の手続をする場合においては、会計規則第31条の規定にかかわらず、申請方式に応じて次の各号に掲げる書類を別に備えておくこととし、支出命令書には申請書番号、口座名義人、振込先口座情報及び金額の一覧データを添えるものとする。

(1) オンライン申請方式 申請書（マイナポータル上でなされた特別定額給付金の申請としてダウンロードしたもの）及び振込先口座の確認書類

(2) 郵便申請方式及びその他申請方式 申請書、本人確認書類及び振込先口座の確認書類並びに第7条第1項第2号又は第3号に定める代理人からの申請である場合には当該代理人であることを証する書類

3 市長は、第1項の交付決定をしたときは、申請書に記載された振込先口座への

振込を行うものとする。

4 前項による支給が困難であり、真にやむを得ないと市長が認める場合に限り、窓口での給付または現金書留により支給する。

5 第1項の交付決定に係る通知は、第3項の振込、前項の窓口での給付又は現金書留をもって代えるものとする。

(個人情報取扱)

第10条 当該事業のために収集した個人情報は、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 申請・受給権者(その代理人を含む。)から第8条第2項の申請受付期間内に第6条又は第7条第2項の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給対象者が特別定額給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が第9条第1項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給権者(その代理人を含む。以下この項において同じ。)の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市が申請・受給者に連絡・確認に努めた上でなお第8条第2項の申請受付期間内に補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、特別定額給付金の支給を受けた後、次の各号に掲げる事項に該当することが判明した者に対し、支給を行った特別定額給付金のうちそれぞれ当該各号に定める額の返還を求めるものとする。

(1) 世帯主以外の世帯員が、第5条第2号から第5号までに該当する者として別に特別定額給付金を受給していることが判明した当該世帯主 支給した特別定額給付金のうち当該世帯員分に相当する額

(2) 市が金融機関に提出した振込データの不備その他申請・受給権者又はその代理人の過失なく第9条第1項の規定により交付決定を受けた額を超えた額の特別定額給付金の給付を受けた者 当該決定を受けた額を超えて給付を受けた額

(3) 他の市区町村で特別定額給付金を受給した者又は偽りその他不正の手段により特別定額給付金の支給を受けたことが判明した者 支給した特別定額給付金の額

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 この規則による特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(資金前渡)

第14条 特別定額給付金の給付に要する経費は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第17号の規定により、資金の前渡をすることができるものとする。

2 領収書については、会計規則第36条の規定にかかわらず、自署した場合に限り、押印を省略することができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この規則は、第12条の規定を除き、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

<特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です。>

第1号様式

申請日	令和2年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
四日市市長 あて	

### 特別定額給付金申請書

申請書番号

市区町村  
受付印

○世帯主(申請・受給者) ※記名押印に代えて署名することができます

氏名 (フリガナ)	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	現住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
--------------	------------------------------	-------------------------

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ①受給資格の確認にあたり、公簿等で確認を行うことがあります。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ②市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取下げられたものとみなします。
- ③一定の事由に該当する方が給付対象者に含まれる場合、下記の金額より減額されることがあります。
- ④他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合や、給付対象者のうち世帯主以外の方が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還していただきます。

いずれかのチェック欄に(□)に「レ」を入れてください。  
記入がない場合は、「希望する」として扱います。

○給付対象者(下記の記載内容をご確認ください。もし記載内容に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。)

氏名	続柄	生年月日	特別定額給付金を
1			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
2			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
3			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
4			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
5			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
6			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
7			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
8			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する
合計金額	円		←辞退者がいる場合は、左の金額を二重線で消し、朱書きで金額を訂正してください。(訂正されていない場合でも、辞退者を除いた金額が給付額となります。)

○受取方法(希望する受取方法(下記A又はB)のチェック欄(□)に「レ」を入れて、必要事項を御記入ください。)

- A. 指定の金融機関口座(申請・受給者又はその代理人の名義人の口座に限り、)への振込を希望  
【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名称 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	フリガナ 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 4. 信連 7. 信連連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
銀行コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	フリガナ 口座名義
貯金通帳の見開き左上 または キャッシュカード に記載された記号・番号を お書きください	※		

- B. 特別な事情により、後日、窓口での給付を希望(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等)

【代理申請(受給)を行う場合】 ※記名押印に代えて署名することができます。

代理人氏名 (フリガナ)	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の	申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。
	世帯主氏名	印

( 申請書裏面 )

申請書本人確認書類  
写し貼付け

振込先金融機関口座確認書類  
写し貼付け

(政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室)